

## 配分金とは

会員が引き受けた仕事を完成または遂行した実績に応じて受取る報酬です。配分金は、給与所得ではなく、雑所得となるため、その額が一定額を超えた場合には、課税対象収入となり、確定申告が必要となります。

## 配分金の支払い

配分金は、会員の就業内容（1ヶ月分）に応じて、会員の指定口座に振り込みます（月末締め切り、翌月の25日。ただし25日が土曜日、日曜日、祝日等のときは翌営業日）。仕事の代金はセンターが一括して受け取ります。

## 配分金支払証明書

確定申告等に必要となる「配分金支払証明書」は、毎年1月20日頃に郵送します。